

ここが変わる 農業委員会制度

平成28年4月に施行された「農業委員会等に関する法律」では、農業委員会の主たる任務である農地等利用の最適化を積極的に推進することが最も重要な事務として位置づけられました。

1 農業委員会の役割が「農地等の利用の最適化の推進」として強化されます。

農地法等によりその権限に属された事項（許認可事務等）だけでなく、農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進が必須業務となります。

2 農業委員会の選出方法が変わります。

①公選制から任命制に

農業委員の選出方法は、これまでの公職選挙法に基づくものから、市長が議会の同意を得て任命する方法に変わります。

市長は任命にあたって、あらかじめ地域の農業者や農業団体に候補者の推薦を求め、公簿も行います。推薦と公募の結果は公表が義務付けられ、市長はこれを尊重することが求められています。なお、本市の現在の農業委員の任期は、平成29年7月19日までとなっており、委員定数は14人でしたが、平成28年12月市議会定例会において、平成29年7月20日からの委員定数は13人とする条例が可決されました。

②認定農業者を過半に、中立者の登用を

農業委員の過半は認定農業者であることが求められています。また、農業に直接関係のない中立者を1名以上選任することが求められています。

③女性や青年の登用促進を

農業者の年齢、性別に著しい偏りが生じないように配慮することが求められています。このため、女性や青年の登用を高めることが急務となります。

3 農業委員会の新体制への移行スケジュール（予定）

- ・平成27年9月4日 改正農業委員会法公布
- ・平成28年4月1日 改正農業委員会法施行
(ただし、経過措置により現農業委員は任期満了日まで在任)
- ・平成28年12月6日 砂川市農業委員会委員定数条例の全部を改正する条例の制定
(平成29年7月20日から委員定数を現行14人から13人へ変更)
- ・平成29年1月以降 新農業委員の推薦・公募の実施、新農業委員の任命（市議会の同意後）

【農業委員の選任イメージ】

